

昭和五十年通商産業省令第七十二号

高圧ガス保安協会の財務及び会計に関する省令

高圧ガス取締法（昭和二十六年法律第二百四号）第五十九条の三十三の五及び第五十九条の三十三の七の規定に基づき、高圧ガス保安協会の財務及び会計に関する省令を次のように制定する。

（経理原則）

第一条 高圧ガス保安協会（以下「協会」という。）は、その事業の財政状態及び経営成績を明らかにするため、財産の増減及び異動並びに収益及び費用をその発生の事実に基づいて経理しなければならない。

（勘定区分）

第二条 協会の会計においては、貸借対照表勘定及び損益勘定を設け、貸借対照表勘定においては資産、負債及び純資産を計算し損益勘定においては収益及び費用を計算する。

2 協会は、その経理を明らかにするために必要に応じ経理を区分し、それぞれについて貸借対照表勘定及び損益勘定を設けて経理するものとする。

（収入支出予算）

第三条 毎事業年度における協会のすべての収入及び支出は、収入支出予算に計上しなければならない。

2 収入支出予算は、第二条第二項の規定により経理を区分した場合には当該経理ごとに勘定を設け、収入にあつてはその性質、支出にあつてはその目的に従つて区分するものとする。

（収支予算の添付書類）

第四条 法第五十九条の三十二前段の規定により予算について経済産業大臣の認可を受けようとする場合において申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

一 前事業年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書

二 当該事業年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書

三 その他当該収支予算の参考となる書類

2 協会は、法第五十九条の三十二後段の規定により収支予算の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書に前項第二号及び第三号に掲げる書類を添付して経済産業大臣に提出しなければならない。

（予備費）

第五条 予見することができない理由による支出予算の不足を補うため、協会の収入支出予算に予備費を設けることができる。

（支出予算の流用）

第六条 協会は、支出予算については、当該予算に定める目的のほかには使用してはならない。ただし、支出予算の実施上適当かつ必要であるときは、第三条の規定による区分にかかわらず、相互流用することができる。

（支出予算の繰越し）

第七条 協会は、支出予算の経費の金額のうち当該事業年度内に支出決定を終らなかつたものについて、収支予算の実施上必要があるときは、これを翌事業年度に繰り越して使用することができる。

（事業計画）

第八条 法第五十九条の三十二の前段の事業計画には、次の事項に関する計画を記載しなければならない。

一 法第五十九条の二十八第一項第一号に規定する調査、研究及び指導並びに情報の収集及び提供に関する事項

二 法第二十七条の二第七項（法第二十七条の三第三項において準用する場合を含む。）及び法第三十一条第三項並びに液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四十九号。以下「液化石油ガス法」という。）第十九条第三項、第三十七条の五第四項及び第三十八条の九に規定する講習に関する事項

三 法第二十条第一項ただし書若しくは同条第三項第一号に規定する完成検査、法第二十二

条第一号に規定する輸入検査、法第三十五条第一項第一号に規定する保安検査、法第四十四

条第一項に規定する容器検査、法第四十九条第一項に規定する容器再検査、法第四十九条の二

第一項に規定する附属品検査、法第四十九条の四第一項に規定する附属品再検査、法第四十九

条の二十三第一項に規定する試験、法第五十六条の三第一項から第三項までに規定する特定設

備検査、液化石油ガス法第三十七条の三第一項ただし書（同法第三十七条の四第四項において

準用する場合を含む。）に規定する完成検査、法第二十二條第一項第一号に規定する輸入検査

又は同法第三十七条の六第一項ただし書に規定する保安検査その他の検査に関する事項

四 法第三十九条の七第一項（法第三十九条の八第二項において準用する場合を含む。）、法第三

十九条の七第三項（法第三十九条の八第三項において準用する場合を含む。）、法第三十九条の

十六第一項（法第三十九条の十七第二項において準用する場合を含む。）、法第四十九条の八第

一項（法第四十九条の九第二項及び法第四十九条の三十一第二項において準用する場合を含む。

の二十二第二項において準用する場合を含む。）、法第五十六条の六の六第二項及び法第五十六

条の六の六の五第一項（法第五十六条の六の六第二項及び法第五十六

条の六の六の五第一項（法第五十六条の六の六第二項及び法第五十六

条の六の六の五第一項（法第五十六条の六の六第二項及び法第五十六

条の六の六の五第一項（法第五十六条の六の六第二項及び法第五十六

条の六の六の五第一項（法第五十六条の六の六第二項及び法第五十六

条の六の六の五第一項（法第五十六条の六の六第二項及び法第五十六

条の六の六の五第一項（法第五十六条の六の六第二項及び法第五十六

条の六の六の五第一項（法第五十六条の六の六第二項及び法第五十六

条の六の六の五第一項（法第五十六条の六の六第二項及び法第五十六

条の六の六の五第一項（法第五十六条の六の六第二項及び法第五十六

条の六の六の五第一項（法第五十六条の六の六第二項及び法第五十六

条の六の六の五第一項（法第五十六条の六の六第二項及び法第五十六

条の六の六の五第一項（法第五十六条の六の六第二項及び法第五十六

条の六の六の五第一項（法第五十六条の六の六第二項及び法第五十六

条の六の六の五第一項（法第五十六条の六の六第二項及び法第五十六

条の六の六の五第一項（法第五十六条の六の六第二項及び法第五十六

条の六の六の五第一項（法第五十六条の六の六第二項及び法第五十六

条の六の六の五第一項（法第五十六条の六の六第二項及び法第五十六

条の六の六の五第一項（法第五十六条の六の六第二項及び法第五十六

条の六の六の五第一項（法第五十六条の六の六第二項及び法第五十六

条の六の六の五第一項（法第五十六条の六の六第二項及び法第五十六

条の六の六の五第一項（法第五十六条の六の六第二項及び法第五十六

条の六の六の五第一項（法第五十六条の六の六第二項及び法第五十六

条の六の六の五第一項（法第五十六条の六の六第二項及び法第五十六

条の六の六の五第一項（法第五十六条の六の六第二項及び法第五十六

条の六の六の五第一項（法第五十六条の六の六第二項及び法第五十六

条の六の六の五第一項（法第五十六条の六の六第二項及び法第五十六

条の六の六の五第一項（法第五十六条の六の六第二項及び法第五十六

条の六の六の五第一項（法第五十六条の六の六第二項及び法第五十六

条の六の六の五第一項（法第五十六条の六の六第二項及び法第五十六

条の六の六の五第一項（法第五十六条の六の六第二項及び法第五十六

条の六の六の五第一項（法第五十六条の六の六第二項及び法第五十六

条の六の六の五第一項（法第五十六条の六の六第二項及び法第五十六

条の六の六の五第一項（法第五十六条の六の六第二項及び法第五十六

- ホ 支出予算現額
- ヘ 支出決定済額
- ト 翌事業年度への繰越額
- チ 不用額

(会計規程)

第十一条 協会は、その財務及び会計に関し、会計規程を定めなければならない。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五十四年五月七日通商産業省令第三七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五十八年十一月一〇日通商産業省令第八五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六一年九月三〇日通商産業省令第四八号)

この省令は、昭和六十一年十月一日から施行する。

附 則 (平成八年二月二六日通商産業省令第七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成九年三月二四日通商産業省令第二二号)

この省令は、平成九年四月一日から施行する。

附 則 (平成二二年六月三〇日通商産業省令第一三四号)

この省令は、平成二二年七月一日から施行する。

附 則 (平成二二年九月二六日通商産業省令第一九九号)

この省令は、平成二二年十月一日から施行する。

附 則 (平成二二年一〇月三一日通商産業省令第二九六号)

この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 (平成一八年四月二八日経済産業省令第六三号)

(施行期日)

第一条 この省令は、会社法の施行の日(平成十八年五月一日)から施行する。

附 則 (平成二二年八月一六日経済産業省令第四九号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十二年九月十六日から施行する。

附 則 (令和五年二月二二日経済産業省令第六一号)

この省令は、高圧ガス保安法等の一部を改正する法律の施行の日(令和五年十二月二十一日)から施行する。